

第1章 検挙（送致）人員の動向

第1節 本章の内容と用語

1 本章の内容

本章では、罪名ごとに、まず検挙人員（特別法犯（交通関係法令違反を除く。）については送致人員）の推移を、男女別の総数及び年齢層別に見ることとする。

また、検挙（送致）人員が増加しているにもかかわらず、人口の増加率が検挙（送致）人員の増加率を上回っていれば、一概に治安情勢が悪化したとは言えないことから、人口比（本節2項を参照）の推移により、人口の増減に左右されない犯罪動向も男女別・罪名別及び犯行時の年齢層別（特別法犯については成人・少年別）に見る。

さらに、代表的な重大犯罪である殺人と、近年女性犯罪者の増加している強盗及び傷害について、それぞれに含まれるより具体的な罪名又は類型ごと（殺人については、殺人／尊属殺／嬰兒殺／殺人予備／自殺関与、強盗については、強盗・準強盗／強盗殺人／強盗致傷／強盗強姦、傷害については、傷害／傷害致死）の検挙人員の推移を見た上、強盗並びに女性の一般刑法犯中最も多い窃盗及び近年女性犯罪者の増加している詐欺について、態様別（強盗については侵入／非侵入、窃盗については侵入盗／乗り物盗／非侵入盗、詐欺については手口別）の検挙人員に言及する。

2 用語の意味

本章で使用する用語の意味は以下のとおりであるが、覚せい剤取締法違反を含む特別法犯では、以下の「検挙人員」は「送致人員」である。

女性比は、検挙人員に占める女性の比率をいうが、年齢層別の女性比は、当該年齢層の検挙人員に占める女性の比率をいう。

人口比は、刑事有責人口（14歳以上の人口）10万人当たりの検挙人員をいう。罪名別の人口比は刑事有責人口10万人当たりの当該罪名による検挙人員をいう。年齢層別の人口比は、当該年齢層の人口10万人当たりの検挙人員をいう。

少年比は、検挙人員に占める少年の比率をいい、女性の少年比は、女性検挙人員に占める女子少年の比率をいう。

成人比は、検挙人員に占める成人の比率をいう。

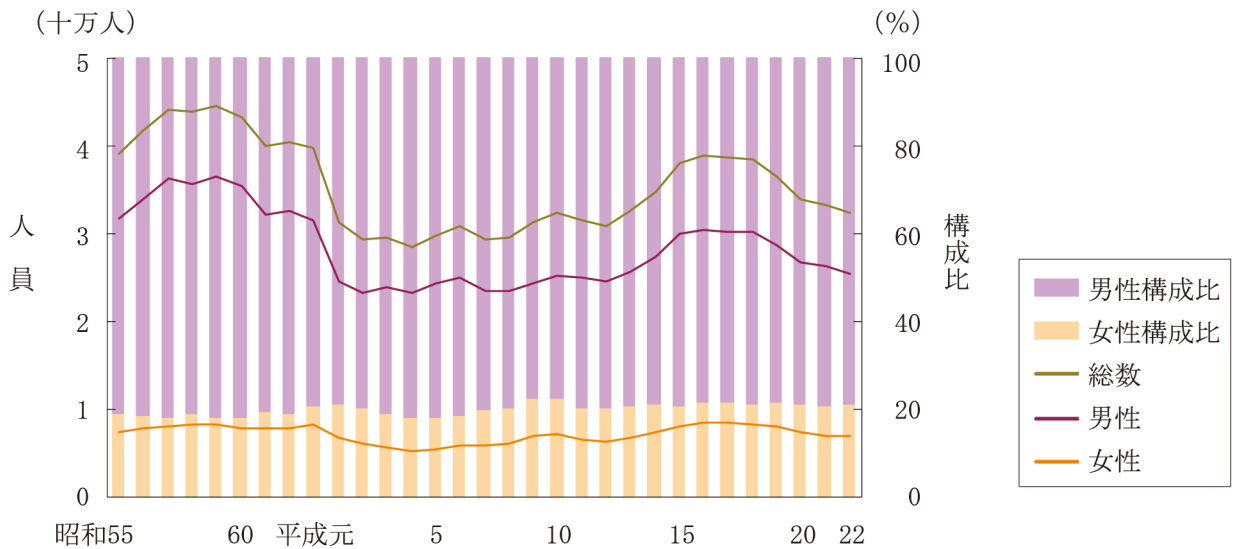
第2節 一般刑法犯

1 検挙人員

1-2-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-2-1図 一般刑法犯 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移

（昭和55年～平成22年）



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、一般刑法犯による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

一般刑法犯による検挙人員は、平成4年を底としてその後増加し、9年以降は30万人台で推移しており、16年には38万9,297人となったが、昭和59年のピーク時における44万6,617人には届かないまま再び減少に転じ、平成22年は32万2,956人であった。

このうち、女性の検挙人員は、昭和56年から63年まで7万人台後半から8万人台前半で推移していたが、その後減少し、平成4年には5万2,030人となった。その後は増加傾向となり、16年には8万人を超えたが、18年から再び減少に転じ、22年は6万9,492人であった。

女性比は昭和63年から平成2年まで20%台で推移したが、同期間を除き6年までは18%台から19%台で推移していた。7年以降は再び20%以上で推移しており、22年は21.5%であった。7年以降、一般刑法犯検挙人員の5人に1人以上が女性となっている（CD-ROM資料1参照）。

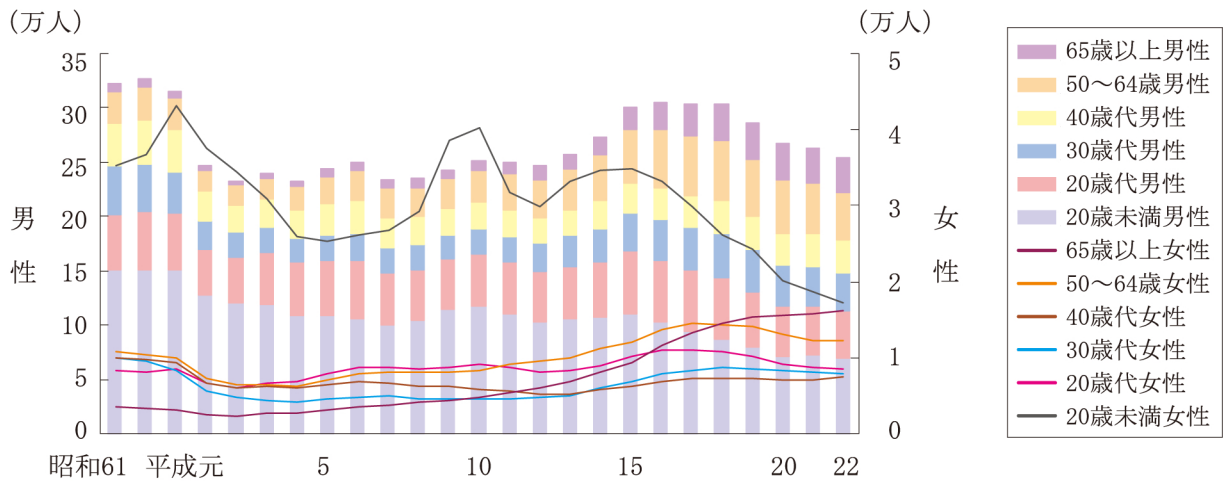
2 年齢層別検挙人員

1-2-2 図①は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の一般刑法犯による検挙人員を年齢層別（犯行時の年齢による。）及び男女別に見たもの、同図②は、55年以降の一般刑法犯による70歳以上の年齢層の検挙人員を男女別に見たもの、同図③は、一般刑法犯による検挙人員について年齢層別の女性比を見たものである（CD-ROM資料2参照）。

1-2-2 図 一般刑法犯 年齢層別検挙人員（男女別）・女性比の推移

① 全年齢層

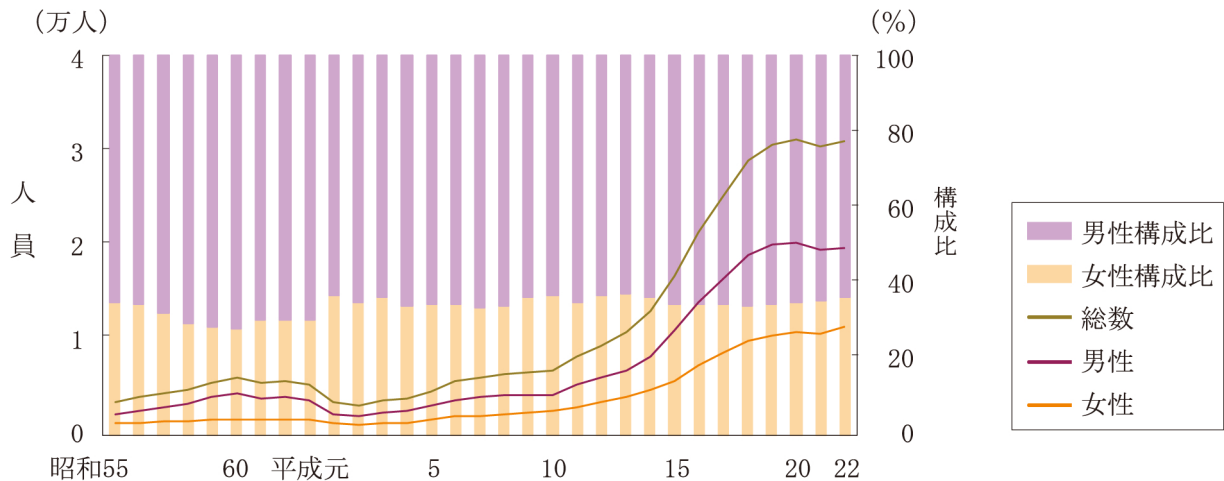
（昭和61年～平成22年）



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の年齢による。
- 注3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

② 70歳以上

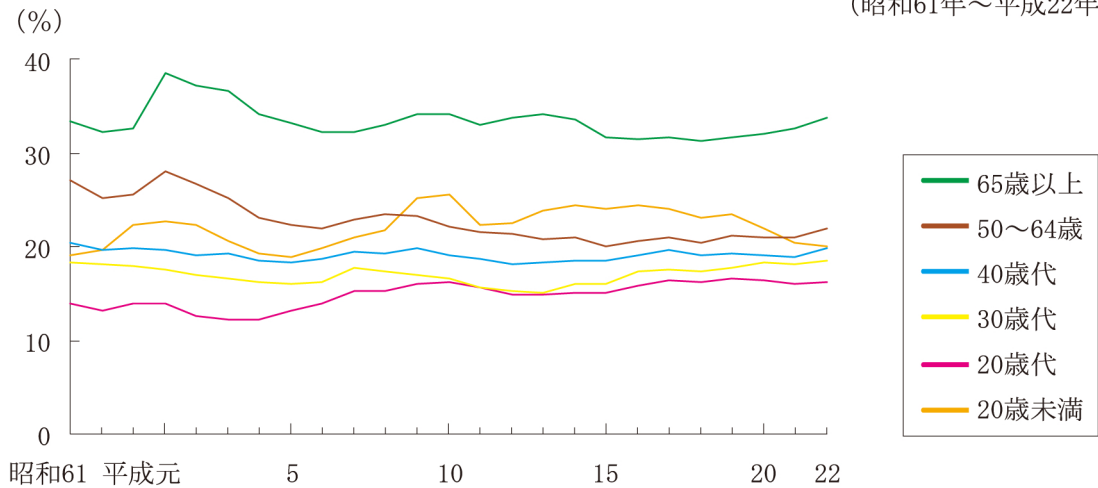
（昭和55年～平成22年）



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の年齢による。
- 注3 「女性構成比」は、一般刑法犯による70歳以上の年齢層の検挙人員に占める女性の比率（女性比）である。

③ 女性比

(昭和61年～平成22年)



- 注1 警察庁の統計による。
- 注2 犯行時の年齢による。
- 注3 「女性比」は、各年齢層の検挙人員に占める女性の比率である。
- 注4 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

全年齢層中、最も検挙人員が多いのは、男女とも少年であるが、平成16年以降、顕著な減少傾向にある。少年比も顕著な低下傾向にあり、22年は26.8%であった。女性の少年比は、昭和55年以降平成15年まで、40%台から50%台で推移していたが、同年頃から低下し、22年は24.8%であった。

高齢者層の検挙人員は、男女とも顕著に増加しており、平成22年は、男性では昭和61年の約4.6倍（3万1,894人）、女性では約4.7倍（1万6,268人）であった。

高齢者層中、70歳以上の年齢層に絞って検挙人員の推移を見ると、平成22年の同年齢層の検挙人員は、男性では昭和55年の約8.7倍（1万9,648人）、女性では約9.3倍（1万1,343人）であった。女性では、70歳以上の検挙人員が、平成19年以降、少年に次いで多い。

女性比は、昭和61年以降、毎年、高齢者層において他のどの年齢層よりも顕著に高く、平成22年は33.8%であったが、同年齢層では、男性検挙人員も大幅に増加しているため、横ばいで推移している。一般刑法犯による高齢者の検挙人員では3人に1人以上が女性となっている。また、高齢者層中、70歳以上の年齢層に絞って女性比を見ると、元年以降、全年齢層中で最も高く、22年は36.6%であったが、横ばいで推移している（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

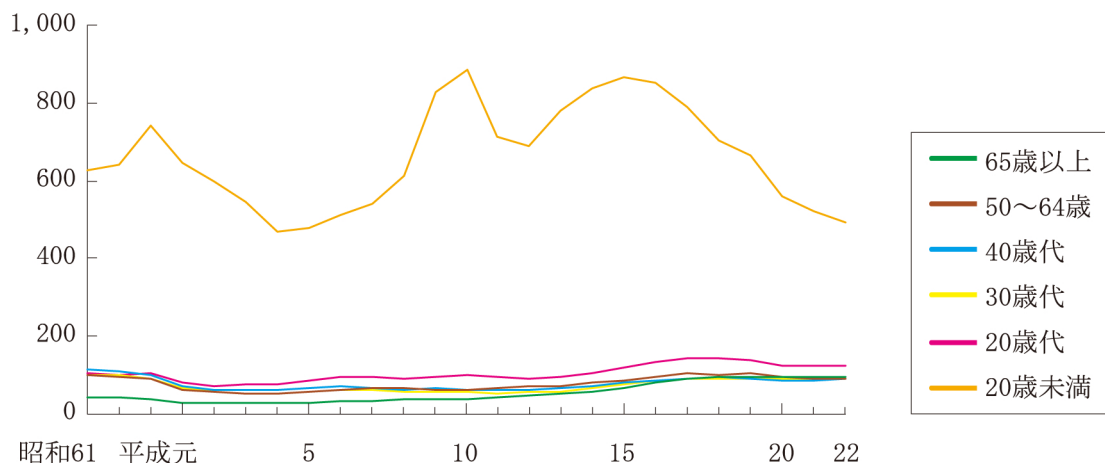
昭和55年以降の一般刑法犯の人口比の推移を見ると、57年の473.8をピークとしてその後低下傾向にあったが、平成8年から上昇傾向となり、16年には350.1の高水準となった。その後は再び低下傾向にあり、22年は290.4であった。

これを男女別に見ると、男女とも人口比は低下傾向にあるが、男性の人口比は女性と比較すると顕著に高い。女性の人口比は、成人でも少年でも（犯行時の年齢による。）、毎年、おおむね男性の4分の1程度の水準にあり、平成22年は女性全体で121.0であった。

成人・少年別に見ると、男性でも女性でも少年の人口比が成人と比較して顕著に高い。成人女性の人口比は、昭和63年から平成15年まで90未満で推移していたが、16年以降95を超えて昭和61年以前と同様の水準まで上昇しており、平成22年も96.9であった。成人男性の人口比は、昭和57年の511.7が最高で、同年以外は59年に507.7であったのを除き、毎年500を下回っているが、平成22年も368.0と、成人女性と比較すると顕著に高い。成人でも少年でも、男性の人口比は女性を大きく上回っているが、女子少年の人口比は、昭和55年以降、一貫して成人男性よりも高く、平成22年も491.5であった（CD-ROM資料2参照）。

1-2-3図は、昭和61年以降の一般刑法犯における女性の人口比を年齢層別に見たものである（CD-ROM資料2参照）。

1-2-3図 一般刑法犯 女性検挙人員の年齢層別人口比の推移



注1 警察庁の統計及び総務省統計局の資料による。

2 「人口比」は、当該年齢層の人口10万人当たりの検挙人員である。

3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

4 人口比の算出に用いた年齢層別検挙人員は、犯行時の年齢による。

5 平成22年の人口比算出に用いた人口は、速報値である。

男性では、年齢層が低いほど人口比が高い傾向にあるが、50歳以上の年齢層における人口比は、平成2年を底として18年まで急上昇した。男性の40歳代までの各年齢層では、人口比は低下している。

女性では、平成5年から高齢者層で人口比が上昇傾向にあったことから、20年以降は、同年齢層の人口比が少年及び20歳代に次いで高くなり、22年は97.0であった。20歳代でも13年から人口比は上昇傾向となり、22年も123.3と高水準にある（CD-ROM資料2参照）。